

随意契約理由書

神戸市

件名	貯水槽用緊急遮断弁点検整備その2
契約の相手方	(株)栗本鉄工所
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>緊急遮断弁については、緊急時に正常に作動するために点検整備を定期的(約3年ごと)に実施することが必要不可欠であり、今回は該当する2箇所の緊急遮断弁の点検整備を実施するものである。</p> <p>今回、点検整備を実施する緊急遮断弁については、(株)栗本鉄工所が製作したものであり、他社にない特殊な動作のしくみ、構造等のため上記契約の相手方しか知り得ない機器内部の専門的技術を要し、機器の詳細を熟知している上記契約の相手方以外の業者では実施は不可能である。</p> <p>以上により、本作業の実施に必要不可欠な技術を有し、確実に履行できる者は、上記契約の相手方以外には無いため、随意契約をするものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 神戸市水道局事業部施設課機械係 (電話番号 322-5905) </div>